

船橋市セカンドブック事業実施要綱

(目的)

第1条 セカンドブック事業は、子供の読書活動を体系的に、発達段階に応じて支援するために、図書館、公民館図書室等及び移動図書館において図書を配付し、図書館の蔵書に触れる機会や、図書の読み聞かせを行うおはなし会に参加する機会をつくることで子供の読書活動を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書館 船橋市図書館条例（平成28年船橋市条例第27号）第2条第2項に規定する図書館をいう。
- (2) 図書館長 前号に規定する図書館の館長をいう。
- (3) 公民館図書室等 第1号に規定する図書館とオンラインによりネットワーク化した、図書館資料を所蔵する公民館の図書室等をいう。
- (4) 移動図書館 船橋市図書館条例施行規則（平成28年船橋市教育委員会規則第5号）第15条に規定する移動図書館をいう。
- (5) 事業対象者 セカンドブック事業の対象者となる者をいう。
- (6) 招待券 事業対象者が、図書館、公民館図書室等又は移動図書館において図書を受け取るための券をいう。
- (7) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、事業対象者を現に監護している者をいう。

(事業対象者の要件)

第3条 事業対象者は、次の第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第6条第1項に規定する図書の配付時に市内に住所を有する者とする。

- (1) 船橋市における1歳6か月児健康診査（以下「健診」という。）の対象者であり、保健センター（以下「センター」という。）から招待券の配付を受けた者であること。
- (2) 健診を船橋市以外の自治体で受診し、3歳の誕生日までに船橋市に転入した者（以下

「転入者」という。) であること。

(招待券の配付等)

第4条 船橋市西図書館は、健診を受診する者に対して、招待券を配付する。

- 2 招待券は、センターにおける健診受診時に配付し、又は健診の通知に同封する。
- 3 招待券は、他人に譲渡してはならない。

(招待券の紛失及び転入者の届出)

第5条 保護者は、招待券を紛失したときは、招待券紛失・転入者届(別記様式。以下「紛失転入届」という。)により、図書館長に届け出るものとし、この紛失転入届の提出をもって、招待券に代えることができる。

- 2 転入者の保護者は、図書の配付を受けるときは、紛失転入届により、図書館長に届け出るものとし、この紛失転入届の提出をもって、招待券に代えることができる。

(図書の配付)

第6条 図書の配付は、図書館、公民館図書室等及び移動図書館において実施する。

- 2 保護者は、図書の配付を受けようとするときは、招待券並びに事業対象者の生年月日及び住所が確認できるものを持参しなければならない。
- 3 転入者の保護者は、前項に加え健診を他の自治体で受診したことが確認できるもの持参しなければならない。
- 4 その他館長が認めた場合、図書の配付を行う。
- 5 図書の配付冊数は、事業対象者1人につき1冊とする。

(図書の配付期間)

第7条 転入者を除く事業対象者は、3歳の誕生日まで図書の配付を受けることができる。ただし、誕生日が2月29日である場合は、その者のうるう年以外の年における誕生日は2月28日であるものとみなし、誕生日の翌日まで図書の配付を受けることができるものとする。

- 2 転入者は、3歳6か月目の末日まで図書の配付を受けることができる。
- 3 第1項に規定する誕生日及び第2項における末日が、図書館及び公民館図書室等の休館

日・休室日に当たるとき、又は利用しようとするステーションの移動図書館巡回日に当たらないときは、事業対象者は、その翌開館日・開室日、又は翌巡回日まで図書の配付を受けることができる。

(図書の選定)

第8条 図書館は、船橋市図書館資料収集方針及び船橋市図書館資料収集基準に基づき、配付する図書を選定する。

2 前項の選定に当たり、図書館は、事業対象者の発達段階に応じた図書を選定するものとする。

(読書に関する啓発等)

第9条 図書館、公民館図書室等及び移動図書館は、図書を配付する際、保護者に対し、図書の読み聞かせの方法及び読書習慣の重要性について説明し、並びに図書の紹介及び選び方に関する相談業務を行うものとする。

(セカンドブック事業の利用)

第10条 西図書館の館長は、保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、セカンドブック事業を利用させないことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為によりセカンドブック事業を利用し、又は利用しようとしたとき。
- (2) その他西図書館の館長がセカンドブック事業の利用を不相当と認めるとき。

(事務)

第11条 セカンドブック事業に関する事務は、船橋市西図書館において処理する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別記様式

年 月 日

船橋市 図書館長 あて

招待券紛失・転入者届

(紛失 ・ 転入) ※該当する方を○で囲んでください。

ふりがな 届出者氏名		

住 所	船橋市	
電 話 番 号		
1歳6か月児 健康診査受診者	ふりがな	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	健診受診月	年 月